

○平成十六年経済産業省告示第百十八号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第四条第一項第五号の二の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を次のように定めたので、告示する。

平成十六年三月三十一日

経済産業大臣 中川 昭一

アルミニウム粉、マグネシウム粉、チタン粉及びマグナリウム粉のうち、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物に該当するもの